

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年1月28日（令和2年（行個）諮問第10号）

答申日：令和5年3月6日（令和4年度（行個）答申第5227号）

事件名：本人に対する遺族補償年金等の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和1年特定日付で特定労働基準監督署から遺族補償年金支給請求及び葬祭料請求に対し不支給決定通知が送付されるも「特定疾病と死亡との相当因果関係が認められない」とのみ記載され何のことか全く不明であるため。補償調査復命書及び添付書類一式。（被災者：特定個人）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月26日付け31北労個開第75号により北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

審査請求人は、令和元年特定日B付けで北海道労働者災害補償保険審査官特定職員から「原処分庁意見書の送付について」を受領し、それには労災請求に係る処分の理由等が記載されていた。

その意見書は、「いつ、誰が、誰宛で、何のために」作成されたものか不明なものであるが、当該意見書の（2）イ（イ）の「医学的事項について」において述べられている事項が、本件について重要な判断の要素と考えられるところ、その意見書によって初めて知り得た内容である。

すなわち、原処分は、専門医が供述している内容を殊更に隠蔽していることが伺われる。また、専門医は、良心に従い供述していると思慮するものであるが、供述者の氏名等隠蔽する必要がないにもかかわらず、不開示としており、疑心暗鬼にならざるを得ない。（略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年7月16日付け（同月18日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年10月30日付けで本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄及び同注2に掲げる文書1ないし文書17の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1①、2、10①、11①、12①、13、14及び15①は、審査請求人以外の個人の住所、氏名、印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1②、10②、11②及び12②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。当該部分は、これを開示すると、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

文書11③及び15②は、特定事業場で使用しているシステムのURLであり、当該事業場等が一般に公にしている内部情報である。当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

文書1②, 10②, 11②及び12②は, 本件労災請求に係る処分を行うに当たり, 特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。(略)当該部分は, これを開示すると, 被聴取者が心理的に大きな影響を受け, 被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし, 労災請求人側, 事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し, 公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり, 監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため, 当該部分は, 法14条7号柱書きに該当し, 不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり, 本件審査請求については, 原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし, その余の部分(別表の2欄に掲げる部分)については, 原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は, 本件諮問事件について, 以下のとおり, 調査審議を行った。

- ① 令和2年1月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月10日 審議
- ④ 令和4年1月13日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 令和5年2月27日 委員の交代に伴う所要の手の実施, 本件対象保有個人情報の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し, 処分庁は, 本件対象保有個人情報の一部を法14条2号, 3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ, 審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して, 諮問庁は, 諮問に当たり, 原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが, その余の部分については不開示とすることが妥当としていることから, 以下, 本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ, 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分(別表の3欄に掲げる部分)について

ア 通番1, 通番3及び通番4

当該部分は, 補償給付実地調査復命書(以下「調査復命書」とい

う。)、資料目次及び面談聴取書(以下、併せて「調査復命書等」という。)に記載された被聴取者の職名のうち所属事業場の名称部分、同事業場の住所、聴取場所並びに聴取の用件及び聴取結果をまとめた資料名である。

当該部分は、調査復命書等に記載された当該被聴取者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番2(1)及び通番5

当該部分は、面談聴取書に記載された聴取内容及び調査復命書に引用された聴取内容の記載の一部である。

当該部分は、調査復命書等に記載された被聴取者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であると認められることから、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番2(2)、通番7及び通番10

当該部分は、審査請求人の夫であった死亡労働者の主治医の意見書の別紙である病状説明用紙に記載された主治医の意見及びそれを引用した調査復命書の記載の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であると認められる。

このため、当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番 6，通番 9 及び通番 1 1

当該部分は、主治医の意見書に記載された主治医の署名である。当該部分は、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であると認められる。

個人の署名については、当該個人の氏名を知り得るとしても、その署名まで開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分については、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法 1 4 条 2 号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番 1 3

当該部分は、保険者である特定の広域連合から特定監督署に死亡労働者の医療給付履歴が提出された際の送付状に記載された当該広域連合の担当者氏名である。

当該広域連合は特別地方公共団体であり、当審査会において当該広域連合の個人情報保護条例を確認したところ、職務の遂行に係る公務員の氏名が不開示情報から除外されていることが確認された。

このため、当該部分は、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報として、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

カ 通番 1 4

当該部分は、特定の広域連合から特定監督署に提出された死亡労働者の医療給付履歴及びその送付状に押印された当該広域連合代表者の印影である。

上記オのとおり、当該広域連合は地方公共団体であることから、当該部分は、法 1 4 条 3 号本文に規定する法人等に関する情報に該当しない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法 1 4 条 2 号該当性

(ア) 通番 1，通番 3，通番 4，通番 6 及び通番 9

当該部分は、調査復命書等に記載された被聴取者の職氏名、電話

番号，被聴取者の名刺，死亡労働者の主治医の意見書に押印された主治医の印影並びに主治医の意見書の添付文書に記載された医療機関担当者の氏名，署名及び印影である。当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち主治医の印影については，審査請求人が当該医師の氏名を知り得る場合であっても，その印影まで開示する慣行があるとは認められない。その余の部分は，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため，当該部分は，法14条2号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また，当該部分は，個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番12

当該部分は，地方労災医員の意見書に記載された地方労災医員の署名及び印影である。当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名については，その職務遂行に係る情報として，「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により，特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き，開示することとされているが，その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため，当該部分は，法14条2号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また，当該部分は，個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番2，通番5，通番7及び通番10は，面談聴取書に記載された被聴取者からの聴取内容，主治医の意見書に記載された主治医の意見及びこれらの文書から調査復命書に引用された記載の一部である。当該部分は，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため，当該部分は，これを開示すると，労災給付請求者からの批判等を恐れ，被聴取者及び医師が自身の認識している事実関係等に

ついて率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

通番8は、主治医の意見書の添付文書に記載された各書類の情報が格納されている特定の医療機関のシステム上のURLである。

当該部分は、当該医療機関の内部情報であり、これを開示すると、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、北海道労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について北海道労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており、また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書、事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性について

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分			3 2欄のうち開示すべき部分
		該当箇所	法14条各号該当性	通番	
文書1	補償給付実地調査復命書	① 4頁表下4行目及び5行目並びに9頁21行目の不開示部分	2号	1	4頁表下4行目1文字目ないし12文字目, 23文字目, 41文字目ないし5行目, 9頁21行目10文字目ないし22文字目, 33文字目
		② 4頁表下6行目ないし5頁13行目, 6頁不開示部分, 8頁27行目, 28行目不開示部分, 9頁22行目ないし28行目不開示部分	2号, 7号柱書き	2	(1) 4頁表下6行目, 7行目, 14行目ないし16行目, 5頁10行目1文字目ないし11文字目, 31文字目, 35文字目ないし40文字目, 11行目ないし13行目(12行目最終文字ないし13行目6文字目を除く。), 9頁27行目3文字目ないし15文字目, 18文字目ないし28行目 (2) 6頁22行目
文書2	資料目次	1頁不開示部分(19行目, 20行目)	2号	3	全て(19行目不開示部分4文字目ないし13文字目を除く。)
文書10	面談聴取書	① 1頁「聴取相手」欄, 「聴取用件」欄不開示部分, 2頁不開示部分	2号	4	1頁「聴取相手」欄(「職・氏名」欄及び電話番号を除く。), 「聴取用件」欄
		② 「聴取内容」欄	2号, 7号柱書き	5	1行目, 2行目, 9行目ないし11行目, 21行目1文字目ないし9文字目, 29文字目, 33文字目ないし37文字目, 22行目, 23行目
文書11	意見書①	① 1頁医師署名及び印影, 2頁医師署名, 3頁ないし8頁不開示部分(各頁最終行を除く。), 11頁及び14頁「実施者」欄	2号	6	1頁主治医署名, 2頁主治医署名
		② 2頁「4.(1)~(5)につ	2号, 7号柱書き	7	4.(4)3行目3文字目ないし最終文字

		いて」欄不開示部分			
		③ 3頁ないし16頁最終行不開示部分	3号イ	8	—
文書 12	意見書 ②	① 1頁医師署名， 25頁ないし27頁 不開示部分，28頁 医師署名	2号	9	1頁主治医署名，28頁主治 医署名
		② 28頁「4. (1)～(5)につ いて」欄不開示部分	2号，7 号柱書き	10	4.(4)3行目3文字目な いし最終文字
文書 13	意見書 ③	1頁医師署名	2号	11	全て
文書 14	医師意 見書	1頁及び2頁の労災 医員署名及び印影	2号	12	—
文書 15	関係資 料③	① 1頁事務担当者 氏名	2号	13	全て
		② 1頁広域連合印 影，2頁不開示部分 (受付印を除く。)	3号イ	14	全て

(注1) 当審査会事務局において，2欄の該当箇所の記載方法を整理した。

(注2) 以下の文書は，原処分における不開示部分を含まないため，記載を省略した。

文書3(遺族(補償)給付支給請求書)，文書4(葬祭料請求書)，文書5(陳述書)，文書6(電話聴取書)，文書7，文書9，16及び17(関係資料①，②，④及び⑤)並びに文書8(聴取書)